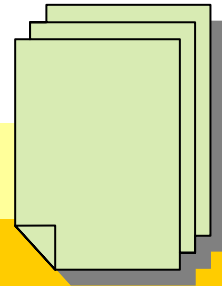


## 問 11

# 再下請負通知書とは

施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の7第2項)



### 再下請負通知書の内容(建設業法施行規則第14条の4)

① 自社に関する事項

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)

④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。  
(建設業法施行規則第14条の5)

